

申請等手数料一覧(3)

(札幌市証明等手数料条例 別表)

作成: 令和7年4月1日

1 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく認定

(1) 低炭素建築物新築等計画の認定(法53条第1項)

(ア) 戸建住宅、長屋にかかる計画認定、共同住宅にかかる計画認定の住戸部分

(円)

床面積の合計(m ²)	性能評価機関の審査あり	性能評価機関の審査なし		
		標準計算法	誘導仕様・計算併用法	誘導仕様基準
150 以下	5,000	36,000	27,000	18,000
150 超え 400 以下	10,000	73,000	52,000	33,000
400 " 800 "	17,000	103,000	74,000	48,000
800 " 2,000 "	28,000	145,000	104,000	69,000
2,000 " 4,000 "	48,000	208,000	152,000	103,000
4,000 " 8,000 "	85,000	299,000	221,000	156,000
8,000 " 17,000 "	135,000	405,000	305,000	222,000
17,000 " 25,000 "	171,000	530,000	398,000	287,000
25,000 超え	182,000	623,000	461,000	326,000

(イ) 共同住宅にかかる計画認定の共用部分

(円)

床面積の合計(m ²)	性能評価機関の審査あり	性能評価機関の審査なし
300 以下	10,000	116,000
300 超え 2,000 以下	28,000	191,000
2,000 " 5,000 "	85,000	298,000
5,000 " 10,000 "	135,000	383,000
10,000 " 25,000 "	171,000	457,000
25,000 超え	213,000	533,000

(ウ) 非住宅部分にかかる計画認定

(円)

床面積の合計(m ²)	性能評価機関の審査あり	性能評価機関の審査なし	
		標準入力法	モデル建物法
300 以下	9,300	227,000	87,000
300 超え 1,000 以下	16,000	284,000	110,000
1,000 " 2,000 "	27,000	367,000	145,000
2,000 " 5,000 "	80,000	524,000	235,000
5,000 " 10,000 "	127,000	645,000	308,000
10,000 " 25,000 "	160,000	762,000	370,000
25,000 超え	200,000	870,000	434,000

(注意)

※計画変更の認定手数料は、認定面積に基づく上記各表の手数料の半分となります。

※認定基準等に変更のない場合は、性能評価機関の審査を受ける必要はありません。(審査を受けていない場合でも、左欄の額となります。)

※性能評価機関の審査に要する費用は、それぞれの機関にお問い合わせください。

認定手数料の計算例

例1 戸建住宅、長屋に係る認定

上記表(ア)より認定申請を行う建築物の床面積を合計した面積に該当する手数料

(手数料計算例)

延べ面積150m²の専用住宅の認定申請をする場合

性能評価機関の審査を受けた場合 5,000円
" を受けていない場合(評価方法を標準計算法とした場合) 36,000円

例2 戸建住宅、長屋に係る計画変更認定

上記表(ア)より認定申請を行う建築物の床面積を合計した面積に該当する手数料の半額

(手数料計算例)

認定取得済の延べ面積150m²の専用住宅の床面積が10m²増加し、計画変更認定申請をする場合

性能評価機関の審査を受けた場合 5,000円
" を受けていない場合(評価方法を標準計算法とした場合) 36,500円

(2) 認定と併せて建築基準法の確認審査を受けようとする場合

(A)~(C)を合計した額

(A) 確認審査を行う場合の加算(建築基準法施行条例第74条の4)

(円)

床面積の合計(m ²)	金額(右欄は特例建築物(※1)の場合)	
30 以下	28,000	11,000
30 超え 100 以下	32,000	18,000
100 " 200 "	41,000	27,000
200 " 500 "	65,000	-
500 " 1,000 "	115,000	-
1,000 " 2,000 "	159,000	-
2,000 " 10,000 "	309,000	-
10,000 " 50,000 "	546,000	-
50,000 超え	1,082,000	-

(注意)

※1 特例建築物:建築基準法施行令第10条第3号又は第4号に掲げる建築物

※2 上記床面積の合計は次により算出します。

1 新築、増築、改築の場合

当該新築・増築・改築に係る部分の床面積

2 移転、大規模の修繕・模様替、用途変更の場合

当該移転、大規模の修繕・模様替、用途変更に係る部分の床面積の1/2

3 計画変更の場合

当該計画変更に係る部分の床面積の1/2

(床面積が増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積)

(B) 構造計算適合性判定に準じた審査を行う場合の加算

(札幌市証明等手数料条例付表8の項、10の項)

(円)

床面積の合計(m ²)	認定プログラム	その他
1,000 以下	129,000	189,000
1,000 超え 2,000以下	160,000	240,000
2,000 " 10,000 "	171,000	261,000
10,000 " 50,000 "	203,000	313,000
50,000 超え	330,000	570,000

(注意)

※上記床面積の合計は、構造計算1件ごとの床面積の合計により算出します。

(C) 昇降機を含む場合の加算(建築基準法施行条例第74条の5)

(円)

	小荷物専用昇降機	左記以外の昇降機
1基につき	10,000	16,000
(計画変更の場合)	7,000	9,000

※共同住宅の場合は、上記(1)の(ア)と(イ)を合計した手数料が必要となります。

※認定と併せて建築基準法の確認審査を受けようとする場合は、上記(2)の手数料が必要となります。